

議案第 158 号

伊賀市・名張市広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分
に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、伊賀市・名張市広域行政
事務組合の共同処理する事務の変更に伴い次のとおり財産処分をするための協議をするこ
とについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の共同処理する事務の変更に伴う財産処分
に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、伊賀市・名張市広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、下記のとおり定める。

記

伊賀市・名張市広域行政事務組合が所有する農業共済事業に係る財産のうち、車庫及び事務所に附帯する器具備品は平成 29 年 4 月 1 日から伊賀市に帰属させ、それらを除く財産は平成 29 年 4 月 1 日から三重県農業共済組合に帰属させる。

平成 年 月 日

伊賀市長 岡 本 栄

名張市長 亀 井 利 克